米国特許商標庁、日系米国知財制度ユーザーとの年次会合を開催

2016年10月31日
JETRONY 知財部
今　村　、　丸　岡

米国に特許出願等をしている日本企業、代理人などの米国知財制度ユーザーと米国特許商標庁(以下、USPTO)との意見交換を行う会合(IP-PAC: Intellectual Property-Partnership Conference)の第2回会合が、2016年10月24日にアレクサンドリアのUSPTO 本庁舎にて開催された。

当会合は昨年創設され[1]、USPTO に対し日系知財ユーザーが日々の対米業務における疑問や要望、改善策の提案を USPTO に直接伝える場として年一回の頻度で開催されている。昨年に引き続き事務局は JETRO NY 事務所知財部と知的財産研究教育財団　知的財産研究所ワシントン事務所が担当した。

日本代表団は、日本弁理士会(JPAA)と日本国際知的財産保護協会(AIPPI-JAPAN)が日本から参加し、米国駐在の日系企業の知的財産担当者、日系法律事務所の弁護士や弁理士などを含め総勢40名を超えた。一方 USPTO 側は、特許政策、審査基準、審判、国際政策等の各部署から、特許行政を熟知し、日系知財ユーザーの提案を確実に政策にフィードックできる立場にある責任者、実務者が参加した。

会合は、日本側から事例等に基づいた課題の提起を行ない、それに対して USPTO の担当者が回答を行うという形式で進められた。日本側からの要望や提案に対して、具体的に USPTO 庁内で検討したいとの前向きな回答を得ることができた。実際、日本企業に大きな負担となっている情報開示義務(IDS)については、昨年の同会合の要望を受け、USPTO 側で新たなプロジェクトを開始する旨報告がなされるなど、同会合の成果を感じることができた。

参加した日米双方団体からは、これまでは個別に会合を設けていたが、このように複数の日本側のユーザーと USPTO が一堂に会し意見交換を行うことは非常に有意義であり、効率的でもあることから、当会合を年次会合として開催したいとの強い要望が出された。
これを受け、事務局では、USPTO や関係団体と来年以降もその開催を行う方向で調整する予定。

以上

[1] 2015 年 10 月 23 日　米国特許商標庁、米国知財制度ユーザーとの年次会合を創設

別紙

＜アジェンダ＞

(1) Review of Previous Meeting

(2) USPTO up-date

(3) Quality update

(4) IPR issue (Motion to amend etc.)

(5) Recent Meeting Updates -WIPO, IP5, etc.

(6) Access to Relevant Prior Art Project (IDS)

(7) Patent Examination: A User's Perspective

＜会合当日の様子＞



